令和3年度

学校訪問指導 実施要項

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
2. 助言・指導等をする事項
3. 種類と目的
4. 内容等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
5. 訪問申請の手順について・・・・・・・・・・・P. 8
6. 留意事項
7. 事務所担当者
○別表1 「令和3年度 新任教職員の状況把握に係る訪問日」・・・・P. 9
○別表2 「令和3年度 にこにこサポート事業実施校訪問日」・・・・P. 10
〇中途申請訪問様式・・・・・・・・・・・・・・・P. 11
○資料1 特別支援教育支援専任教員広報紙・・・・・・・・・P. 15
○資料2 「『教育研究大会の指導助言者』の選出方法等について」・・ P. 16
○付表 「令和3年度 学校訪問指導概要一覧」・・・・・・・・P. 18
「学校訪問指導チェック表」・・・・・・・・・・P. 19
(*こちらから該当の訪問指導を確認することができます。)
※別添 「調査票1」「調査票2」

島根県教育庁 松江教育事務所

1 目的

学習指導要領、しまね教育魅力化ビジョン、しまね特別支援教育魅力化ビジョン、 しまねの学力育成推進プラン、各市教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育 課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を行う。

2 助言・指導等をする事項

- (1) 学校運営の改善、評価等に関すること。
- (2)教育課程の編成・実施・評価,学習指導の工夫・改善・評価,教育研究の立案・ 実施・評価に関すること。
- (3) 県教育委員会の指導方針等の周知に関すること。
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること。
- (5) 学校教育その他,教育問題に係る情報の交換に関すること。
- (6) その他、義務教育全般の充実・発展に関すること。

3 種類と目的

*訪問指導の種類について、県が実施している訪問指導等を具体的 に示す形に改めた。

1 1 47	14	Dil	J - 45
種類	種	別	目的
I 授業改善推進	①授業参観型訪問指導		
に係る訪問指導	②継続型訪問指	 ĭ導	○学力育成,授業改善,校内研究等
悉皆		ア研究推進型	の学校の主体的・自主的な取組
中学校	③ 申請訪問指導		を支援する。
義務教育学校		イ授業力向上型	
Ⅱ 幼小接続に係	①校内研修に係	る訪問	○幼小接続に係る校内研修の支
る訪問指導	②幼小交流に係	これ 計明 七 道	援や幼小交流活動に係る助言・
			指導を行う。
□□ 初任者※研修,		兄把握に係る訪問	○初任者の状況把握と相談・助言
│ 経験者研修(教 │ 諭)に係る訪問	(5月~7月	新設	を行う。 ○初任者研修の実施状況を確認す
調がに味るが向 指導	│ │②初任者研修に	区 ス計問指道	るとともに、島根県教育センター
10 47	(9月~2月		の研修と校内研修の一体化を図
※初任者	(3). = /.	,	り、授業力向上の支援を行う。
=新規採用の			○教職経験6年目研修及び中堅
教諭のこと		:目研修(教諭)及 :資質向上研修(教	教諭等資質向上研修対象者の
	お中生教嗣寺 諭)に係る訪		授業力向上に係る助言・指導を
			行う。
₩ 養護教諭,栄	_)状況把握に係る	○新任教職員の状況把握と相談・
養教諭,事務職	訪問(5月~	· 7 月) <mark>新設</mark>	助言を行う。
員等の研修・職務に係る訪問指			○新任教職員研修(養護教諭,栄養 教諭,事務職員)の実施状況を確
導			認し、研修の改善に役立てる。
\ \frac{1}{2}		修に係る訪問指導	○島根県教育センターの研修と校
	(7月~12	月)	内研修の一体化を図り、新任教
			職員の資質向上のための支援を
			行う。
	③教職経験6年	F 目 研 修 及 び 中 堅	○教職経験6年目研修及び中堅
		日子の一旦の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の日子の	教諭等資質向上研修対象者の
	問指導		資質向上に係る助言・指導を行
			う。 ○養護教諭(養護助教諭),栄養
			○食暖教調(食暖切教調),未食 教諭(学校栄養士),事務職員
	④学校の希望に	よる訪問指導	の職務に関する相談・助言、ま
			たは研修を行う。

種類	種別	目的
V 生徒指導に係 る訪問指導	①県事業実施校訪問指導	○生徒指導上の諸課題や取組状 況を把握し,生徒指導体制の整
② 趴 lu H 会	②学校の希望による訪問指導	備・充実を支援する。
VI 特別支援教育 に係る訪問指導	①特別支援学級新任担当者対象 訪問指導	
	②通級指導教室新任担当者対象 訪問指導	○特別支援教育に係る取組状況 や諸課題を把握するとともに,
	③新設通級指導教室訪問指導	特別支援教育の推進・充実を支援する
	④にこにこサポート事業実施校 訪問	援する。
	⑤学校の希望による訪問指導	
Ⅷ 特別支援教育支援専任教員による学校支援		○通常の学級や特別支援学級に おける特別支援教育に関する 相談・支援を行う。

4 内容等

I 授業改善推進に係る訪問指導

- ○令和3年度は全ての中学校及び義務教育学校(後期課程)で,新学習指導要領全面 実施に合わせ,授業改善推進に係る訪問指導を実施する。中学校及び義務教育学校 は,次の①~③から選択して申請する。いずれの場合も,自校の授業改善について, 管理職等から説明をお願いする。
- ○学校訪問指導を希望する小学校は、①~③から選択して申請する。
- \bigcirc ①、 \bigcirc ①について複数回実施したり、 \bigcirc ②を組み合わせて実施したりすることもできる。

① 授業参観型訪問指導

時	期	5月~2月
対	象	希望する学校
内	容	○「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の視点で、
		複数教科または複数学級の授業を参観する。(実施例参照*)
		○管理職等から,学校の授業改善推進の取組について説明を受け,
		助言・指導を行う。
留意	事項	○授業公開をする時間数と学級数、教科、学習指導案の作成の有無
		等については学校に一任する。
		○研究協議での助言・指導を必要とする場合は、授業参観型訪問指
		導ではなく, 「I③ 申請訪問指導」で対応する。

※授業参観型訪問指導の実施例

	例①
1校時	
2 校時	
3 校時	
4校時	
昼休憩等	学校からの説明
5 校時	△☆狐の極紫八朋
6 校時	全学級の授業公開
放課後	取組への助言・指導

	例②
1 校時	国語
2 校時	体育
3 校時	理科
4 校時	学校からの説明 取組への助言・指導
昼休憩等	
5 校時	
6 校時	
放課後	

	例③
1校時	
2 校時	複数学級の授業公開
3 校時	
4校時	学校からの説明 取組への助言・指導
昼休憩等	
5 校時	
6 校時	
放課後	

② 継続型訪問指導

時 期	5月~2月
対 象	希望する学校
内 容	○年間を通して複数回(5~10回程度)訪問し、継続的に助言・
	指導を行う。
	【例】◇学校の学力向上 PDCA サイクル構築に係る助言・指導
	◇研究計画,単元構想,指導案作成に係る助言・指導
	◇研究指定校,教育研究大会会場校への助言・指導
留意事項	○研究授業をする場合,学習指導案の提出や研究協議のもち方につ
	いては学校に一任する。

③ 申請訪問指導

ア 研究推進型

-71700	<u></u>
時 期	5月~2月
対 象	希望する学校
内 容	○学校としての研究に係る助言・指導を行う。
留意事項	○研究授業をする場合は、学習指導案(細案)の事前の提出を求める。学習指導案等については、校内で検討したものを実施日一週間前までに提出する。
	○研究協議のもち方については学校に一任する。○校内研修会といった研究授業を伴わない場合は,できるだけ長期休業期間中の実施をお願いする。※教育研究団体(市教研各部会,事務職研など)からの申請にも,団体等からの中途申請によって対応する。

イ 授業力向上型

時 期	5月~2月
対 象	比較的経験の浅い教諭(概ね経験6年目まで),または講師がいる
	学校で希望する学校
内 容	○授業力向上に係る助言・指導を行う。
	○研究授業及び研究協議を実施する。
	○対象者に個別に助言・指導を行う。
留意事項	○研究協議のもち方については学校に一任する。
	○学習指導案(細案)の事前の提出を求める。学習指導案等につい
	ては、校内で検討したものを実施日一週間前までに提出する。

Ⅱ 幼小接続に係る訪問指導

① 校内研修に係る訪問

時 期	5月~2月
対 象	希望する小学校、義務教育学校
内 容	○スタートカリキュラム作成等に係る校内研修を支援する。
留意事項	○希望する学校は、「調査票1」の「I③ 申請訪問指導」欄に記
	入する。年度中途の申請により実施することもできる。

② 幼小交流に係る訪問指導

時 期	5月~2月
対 象	希望する小学校、義務教育学校
内 容	○幼小交流活動に係る助言・指導を行う。
留意事項	○学習指導案(細案)の事前の提出を求める。学習指導案等につい
	ては、校内で検討したものを実施日一週間前までに提出する。
	〇希望する学校は、「調査票1」の「I③ 申請訪問指導」欄に記
	入する。年度中途の申請により実施することもできる。

Ⅲ 初任者研修,経験者研修(教諭)に係る訪問指導

① 初任者の状況把握に係る訪問

時 期	5月~7月
対 象	初任者研修対象の新規採用教諭配置校
内 容	○新規採用者との面談及び管理職または指導教員との面談を、概ね 1時間程度(複数配置校については,担当者も複数訪問する予定) 行う。
留意事項	○松江教育事務所が主管する。 ○訪問期日については、P.9に示す別表1 「令和3年度 新任教職員の状況把握に係る訪問日」で確認し、期日の変更を希望する場合は、4月12日(月)までに連絡する。 ○具体的な訪問時間等については、「調査票1」の「別表1 新任教職員の状況把握に係る訪問日の希望時間」の欄に、自校の時程に合わせて希望する時間(1時間)を記入する。 ○訪問担当者については、日時が確定した後、別途通知する。 ○初任者研修の「校内における研修」(一般研修)とすることができる。

② 初任者研修に係る訪問指導

	- 11 - 11 - 1
時 期	9月~2月
対 象	初任者研修対象の新規採用教諭配置校
内 容	○「令和3年度 島根県新任教職員研修実施要項」(島根県教育委
	員会)に基づき,「令和3年度初任者研修に係る『学校訪問指導』
	実施要項」により実施する。
留意事項	○学習指導案(細案)の事前の提出を求める。学習指導案等につい
	ては、校内で検討したものを実施日一週間前までに提出する。
	○原則として公開授業及び研究協議の際は,全教職員の参加を求め
	る。

③ 教職経験6年目研修(教諭)及び中堅教諭等資質向上研修(教諭)に係る訪問指導

時 非	朝	5月~2月
対 拿	象	教職6年目(教諭)及び中堅教諭等資質向上研修(教諭)対象者に
		ついて訪問指導を希望する学校
内 叙	容	○「教職経験6年目研修実施要項」「中堅教諭等資質向上研修実施
		要項」(島根県教育委員会)に基づき,主として「0JT 研修」に
		関することについて、助言・指導を行う。
留意事	項	○研究授業をする場合は、学習指導案(細案)の事前の提出を求め
		る。学習指導案等については,校内で検討をしたものを実施日一
		週間前までに提出する。
		〇希望する学校は,「調査票1」の「I③ 申請訪問指導」欄に記
		入する。年度中途の申請により実施することもできる。
		○希望する教科等により、島根県教育センターまたは教育庁各課等
		の指導主事が訪問する場合がある。

Ⅳ 養護教諭、栄養教諭、事務職員等の研修・職務に係る訪問指導

○①~④の訪問は主管等が異なるものがあるため、留意事項を確認すること。

① 新任教職員の状況把握に係る訪問

時 期	5月~7月
対 象	新規採用の養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置校
内 容	○新規採用者との面談及び管理職または指導教員との面談を, 概ね
	1時間程度(複数配置校については,担当者も複数訪問する予定)
	行う。
留意事項	○松江教育事務所が主管する。
	○訪問期日については、P.9に示す 別表1 「令和3年度 新任教職
	員の状況把握に係る訪問日」で確認し、期日の変更を希望する場
	合は、4月12日(月)までに連絡する。
	○具体的な訪問時間等については、「調査票1」の「別表1 新任
	教職員の状況把握に係る訪問日の希望時間」の欄に、自校の時程
	に合わせて希望する時間(1時間)を記入する。
	○訪問担当者については、日時が確定した後、別途通知する。
	○新任教職員研修の「校内における研修」(一般研修)とすること
	ができる。

② 新任教職員研修に係る訪問指導

時	期	7月~12月
対	象	新規採用の養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置校
内	容	○「令和3年度 島根県新任教職員研修実施要項」(島根県教育委
		員会)に基づき、各職に係る「『学校訪問指導』実施要項」によ
		り実施する。
留意	事項	○島根県教育センター及び保健体育課が日程調整等を行い、別途通
		知する。

③ 教職経験6年目研修及び中堅教諭等資質向上研修に係る訪問指導

時 其	胡	5月~2月
対	象	教職6年目及び中堅教諭等資質向上研修対象者の養護教諭,栄養教
		諭について訪問指導を希望する学校
内 名	容	○「教職経験6年目研修実施要項」(島根県教育委員会)に基づき、
		主として「OJT 研修」に関することについて,助言・指導を行う。
		○「中堅教諭等資質向上研修実施要項」(島根県教育委員会)に基
		づき,主として「職務に関する研修」について,助言・指導を行
		う。
留意事:	項	○希望する学校は,「調査票1」の「Ⅰ③ 申請訪問指導」欄に記
		入する
		〇年度中途の申請については, 松江教育事務所に予め電話で相談す
		る。事務所担当者が島根県教育センターまたは保健体育課等と調
		整し確定した後,学校から中途申請書を提出する。

④ 学校の希望による訪問指導

0 10 4 10 110	. O O MILITARY
時 期	5月~2月
対 象	養護教諭(養護助教諭),栄養教諭(学校栄養士),事務職員の研
	修・職務に係る訪問を希望する学校等
内 容	○職務等に係る相談・助言、研修を行う。
留意事項	〇希望する学校は,「調査票1」の「IV 養護教諭,栄養教諭,事
	務職員等の研修・職務に係る訪問指導」欄に記入する。
	○T2 として研究授業をする場合は,「調査票1」の「I③ 申請訪
	問指導」欄に記入する。
	〇年度中途の申請については,松江教育事務所に予め電話で相談す
	る。事務所担当者が島根県教育センターまたは保健体育課等と調
	整し確定した後,学校から中途申請書を提出する。
	※学校栄養士の職務に関して、相談・助言を希望する場合は、所属
	の調理場長から保健体育課へ直接申請する。

V 生徒指導に係る訪問指導

① 県事業実施校訪問指導

時	期	5月~2月
対	象	生徒指導に係る県事業(不登校等対応体制充実事業、中学校クラス
		サポート事業, 学びいきいきサポート事業) 実施校
内	容	○管理職等から、事業の実施状況について説明を受け、助言・指導
		を行う。
		○詳細は,各事業の実施要項に基づいた,学校訪問についての依頼
		文書(別途送付)の内容に沿って実施する。
留意	事項	○「不登校等対応体制充実事業」「中学校クラスサポート事業」に
		ついては,教育指導課 子ども安全支援室が主管し,日程調整等を
		行い,別途通知する。
		○「学びいきいきサポート事業」については,学校企画課が主管し,
		松江教育事務所が日程調整等を行い,別途通知する。

② 学校の希望による訪問指導

時 期	5月~2月
対 象	希望する学校
内 容	○生徒指導に係る内容について研修、助言・指導を行う。
留意事項	〇希望する学校は、「調査票1」の「I③ 申請訪問指導」欄に記
	入する。年度中途の申請により実施することもできる。

VI 特別支援教育に係る訪問指導

① 特別支援学級新任担当者対象訪問指導

時 期	5月~12月
対 象	特別支援学級新任担当者所属校
内 容	○研究授業(原則として「自立活動」または「各教科等を合わせた
	指導」)及び協議を実施する。
	○新任担当者に個別に助言・指導を行う。
留意事項	○協議は、管理職、他の特別支援学級担当者を中心に行うこととす
	るが、できるだけ多くの教職員の参加について配慮をお願いす
	る。
	○学習指導案(細案)の事前の提出を求める。学習指導案等につい
	ては、校内で検討したものを実施日一週間前までに提出する。

② 通級指導教室新任担当者対象訪問指導

時	期	5月~12月
対	象	通級指導教室新任担当者所属校
内	容	○管理職及び新任担当者に通級指導教室の運営状況についての説
		明を求める。
		○新任担当者に個別に助言・指導を行う。
留意	事項	○Ⅵ③の訪問指導と兼ねて実施することができる。

③ 新設通級指導教室訪問指導

時	期	5月~1月
対	象	通級指導教室新設校
内	容	○管理職及び担当者に通級指導教室の運営状況についての説明を求
		める。
		○担当者に個別に助言・指導を実施する。
留意	事項	○Ⅵ②の訪問指導と兼ねて実施することができる。

④ にこにこサポート事業実施校訪問

時	期	5月~9月
対	象	にこにこサポート事業実施校
		※小・中学校の多人数特別支援学級に係る配置の場合を含む。
内	容	○管理職及び特別支援教育コーディネーター(多人数特別支援学級
		の場合は学級担任)に、非常勤講師の活用の状況等について説明
		を求める。(30分程度)
		〇非常勤講師の入っている授業参観(取り出しまたは TT),もしく
		は非常勤講師との面談を行う。(30分程度)
留意事項		○学習指導案の提出は求めない。
		○訪問期日については、P. 10 に示す <mark>別表2</mark> 「にこにこサポート事業
		実施校訪問日」で確認し,期日の変更を希望する場合は,学校か
		ら4月12日(月)までに連絡する。

⑤ 学校の希望による訪問指導

時	期	5月~2月
対	象	希望する学校
内	容	○特別支援教育に関する内容について研修,助言・指導を行う。
留意事項		○希望する学校は、「調査票1」の「I③ 申請訪問指導」欄に記
		入する。年度中途の申請により実施することもできる。

Ⅷ 特別支援教育支援専任教員による学校支援

時	期	随時
対	象	希望する学校
内	容	○特別支援教育に関する内容について相談・支援を行う。
		※P.15【資料 1】広報紙参照
留意事項		○電話一本で相談を受け付け、可能な限り迅速に対応する。
		特別支援教育支援専任教員直通ダイヤル 0852-32-5791

5 訪問申請の手順について

(1)年度当初の手続きについて

- ○調査票1「令和3年度 学校訪問指導希望調査票」を、全ての学校が提出する。
- ○調査票 2 「継続型訪問指導用」は,「I② 継続型訪問指導」を希望する学校のみ提出する。
- ○いずれも1部作成し、市教育委員会へ提出する。
- ○分校がある場合は、本校と分校がそれぞれに作成し提出する。 ※調査票は松江教育事務所ホームページからダウンロードすることができる。

(2)訪問決定の手順について

- ○原則として,訪問する指導主事については教育事務所が決定する。(内容等によっては島根県教育庁各課,島根県教育センター指導主事が訪問する場合もある。)
- ○5月中に教育事務所から学校へ日程調整の連絡をした上で、期日を決定し、通知する。 これ以前に訪問指導を希望する場合は、(3)に示す年度中途の申請で行う。
- ○できるだけ学校の希望に添うように調整を図るが、日程等の都合により希望に添え ない場合がある。

(3)年度中途における訪問申請について

- ○年度中途で訪問指導の必要が生じた場合には、事前に松江教育事務所に連絡し、期日や内容、派遣する指導主事等を相談する。(松江教育事務所以外の県の指導主事の派遣を希望する場合も同様とする。)
- ○相談・確認後、研究推進型の場合は【様式1】を、授業力向上型の場合は【様式2】 を、松江教育事務所指導主事以外の指導主事の場合は、【様式3-1】及び【様式 3-2】を使用する。いずれの場合も、市教育委員会を通して1部提出する。
- ※様式(中途申請訪問)は、松江教育事務所ホームページからダウンロードすることができる。

6 留意事項

- ○幼児教育センターに係る助言・指導を希望する場合は、当センターホームページに記載の手続きにより申請する。
- ○研究大会への助言・指導者の申請は、事務所の申請様式によらない。(P.16【資料2】 「『教育研究大会の指導助言者』の選出方法等について」参照)
- ○簡単な日程(開始時刻・終了時刻等)については、学校から訪問する指導主事に訪問日の**2週間前までに**連絡する。詳細な日程(助言・指導の時間等)や学習指導案等、訪問指導に関する提出資料については、実施日の**1週間前までに**送付する。
- ○指導案作成等について,事前に助言・指導を受けることもできる。必要な場合は,早 めに訪問する指導主事へ連絡する。事前の訪問を希望する場合は,中途申請により手 続きをする。当事務所に来所の場合はこの限りではない。
- ○各種提出書類について, (公印省略可)としているが, <u>必ず所属長の決裁を受けたも</u> のを提出する。

7 事務所担当者

〈学力育成:教科〉

西村 勝美:国語前島美佐江:社会

山﨑 敦史:算数・数学 宮崎 次光:理科・生活

川上 洋子:幼小接続に関すること 福島 浩(松江市派遣):社会・生活 宮廻 繁(安来市派遣):社会・生活 ※他の教科等については全員で担当する 〈生徒指導〉

野津 佑介

小原 亜子 (松江市派遣) 野田 寛志 (安来市派遣)

〈特別支援教育〉

池田 文昭

梅田 英樹 (松江市派遣) 福間 京 (安来市派遣) 〈特別支援教育支援専任教員〉

城市 則子